



様式第4号（第7条関係）

令和元年8月16日

東かがわ市議会議長
橋本 守様

東かがわ市議会議員

個人

氏名 堤 弘行



行政視察等報告書

1	日 時	令和元年8月7日（水）～令和元年8月9日（金）	
2	参加者	堤 弘行	
3	研修目的等	内容	研修場所
		地方自治制度と地方議会について	滋賀県大津市 8/7
		議会と議員について	滋賀県大津市 8/8
		議員の身分と職責について	滋賀県大津市 8/8
		地方議会の活性化と議員の役割について	滋賀県大津市 8/9
4	研修・調査内容	別紙のとおり	
5	研修成果	別紙のとおり	
6	費 用	7,680円	

○研修・調査内容と研修成果

「地方自治制度と地方議会について」

[内容]

地方自治制度と地方議会についてを静岡県立大学経営情報学部教授 小西 敦先生より講義を受ける。

はじめに、地方自治制度とは、日本国憲法 92 条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」となっていることを覚えておく必要がある。そして、次に日本国憲法 93 条「地方公共団体には、法律で定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」となっているので、私たちは、日本国憲法 93 条の②項によって地位が保たれている地方議会議員である。

次に地方自治法の構成の中で、第 1 章 議会の地位について、①議会は、議事機関として議会を設置するとなっている。議事機関とは、条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関、いわゆる議会のことをいう。つまり、私たち議員は、憲法上の存在として確固たる地位を有している。ということです。もう一つは、議決機関というものがあります。議決機関とは、法人機関の一種で、最高意思を決定する機関である。意思決定と執行の組織を別にするすべての団体について観念上存在する。特に公共団体の執行機関に対することが多く、都道府県議会・市町村議会がこれにあたります。②国会との比較では、地方議会は、国会とは異なる地位であります。法律が作られるのは、唯一、国会であります。

第 2 章 議会の組織について、議員定数は、2011 年までは、法定上限数があり法律で定められていました。しかし、2011 年に法定上限数を撤廃し、それ以降、今では、地方自治体の条例で議員定数を決められるようになっています。議員の任期は 4 年、議員報酬は地方自治法改正に伴い条例でこれを定めなければならない。議長・副議長は、選挙をしなければならない。任期は、各市町の申し合わせ任期による。委員会は、条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。第 3 章 議会の権限について、議決権というものがあり、それは①条例を設け又は改廃すること②予算を定めること③決算を設定することなどがある。また、追加議決事項があり、さらに、条例で定めるものを除くほか、地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができるようになっており、地方自治法に加えて、条例に追加することができる。東かがわ市においても、2011 年 12 月 27 日に、定住自立圏形成協定を追加しております。議会活動の範囲は、2008 年に地方自治法の改正により追加され、議会活動の範囲を明確にするため、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとされている。第 4 章 議会の運営について、ここで大事なことは、①招集であります。意義といたしまして、議会が有効に議会活動を行うために、「招集」は絶対の要件である。

これは、長が招集権限を有するとなっています。②定例会・臨時会について、通年議会制について、メリット、デメリットがあります。一番のデメリットは、執行機関の職員にとっては、ものすごく負担がかかってきます。メリットは、議長の判断で議会を開会することができる。臨機応変に対応できるということですが、多くの議会は、定例会制で行っております。定例会の回数は、条例で定めております。いずれにしても、通年議会制と定例会制は、どちらがいいとはわかりません。臨時会は、私たち議員も招集権をもっています。③会議について、議員は議会に議案を提出できる。ただし、予算は提出できません。議案を提出するに当たっては、議員定数の12分の1以上の賛成が必要です。また、普通地方公共団体の長は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。通年議会の議長は、議場への出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。となっています。懲罰については、「除名」だけが、司法審査の対象となります。

第5章 議員の失職等について、市民がこの議会、この議員はダメだと思えば直接請求という行為で、議会を解散させたり議員を失職させたりすることができる。ただし、必要署名数の過半数の同意が必要となる。また、議員の失職及び資格決定は、議会が決定する。辞職については、議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては議長の許可を得て辞職することができる。

[研修成果]

地方自治制度と地方議会では、私たち、地方議会議員は、日本国憲法93条の2項によって地位が保たれていて、非常に重みのある特別職である。議員定数、議員報酬は、各自治体基本条例で決めることができる。また、議会については、定例会制と通年会制があり、通年会制のメリットは、突発的な災害等が発生した場合にも迅速に対応ができる。デメリットについては、審議日数等の増加に伴う費用弁償等、議会開催経費増大の可能性がある。また、同一案件を同一議会開会中は、審議できない、などがある。

「議会と議員について」

[内容]

議会と議員について、私たちは、一議員としての活動と議会としての活動があり、議会としての活動は、本会議は、会期中のみ活動が可能となります。すなわち、議長が開会を宣告して、最後に閉会を宣告することによって、活動が始まって終わるということになります。そして、議会には、通年議会と定例議会があって、通年会期制は、会期と会期の間、閉会中に災害が起きた場合、議会が活動できないと言った著しく不利益だと考えられて、閉会中を極力なくして一年365日を会期中にして、議会が活動できないと言ったことをゼロにしようというふうに考えたのが、通年会期制である。通常、ほとんどの議会が、4定例議会制をとっています。

次に委員会ですが、委員会については、閉会中でも継続審査の手続きをしていれば、委員会の活動ができることになっております。本会議については、継続審議という手続きはないので閉会になったら休会状態になるということが特色です。本会議ですが、本会議については2種類あり、定例会と臨時会があります。定例会の特徴は、あらかじめ告示された事件以外にも審議が可能となっており、臨時会は、あらかじめ告示された事件以外は原則として審議不可能となっております。臨時会というのは、通常の前定を反して緊急的に何ならかの案件をしたい、定例会まで待つていられないから急遽議事を招集して審議をしてもらうというのが臨時会です。次に、議会における①審議・審査の留意点について、執行機関の出席は本会議は義務、委員会は任意となっております。出席者の範囲については、当該団体の職員に限定である。出席義務の免除は、議長・議会の許可は不要である。②質疑と質問について、質疑とは、現に議題となっている事件について質疑を質すために行う発言です。例えば、予算とか条例に関して議事、疑問を質すのが質疑である。これに対して、一般質問は、執行機関に対し事務の執行状況及び将来に対する方針について所信を質し、あるいは報告、説明を求め疑問を質すことをいう。質問は、議案とは関係なく当該団体の行政全般について疑問に思ったことを聞くというのが、一般質問です。一般質問の答弁者の指名については、誰が答えるかではなくて、何を答えるかが重要であり本来の目的である。継続審査については、趣旨は、議会に出された案件は、その会期中の中で結論を出す、というのが本来の姿なんです。案件によっては、限られた会期中で結論を出すのが難しいというものもあるのが普通です。会期を跨いで次の会期以降でも審議して結論を出すというのが、継続審査です。具体的には要件が3点あり、①委員会に付託されている事件、あくまでも委員会に付託されているのが条件である。②具体性のある事件、特定の議案、条例、予算みたいな特定性があるものをする。③法的根拠のある事件のことをいう。また、会期中に、審査・調査終了まで議決審査とする。という文言を入れて継続審査とするという議決をすれば、その時点で会期を何回でも跨げるということになります。委員会報告と委員長報告については、委員長報告の対象というのは、委員会の審査が終わったもの、結論が出たものになります。表決の種類と方法について、種類は、①簡易表決②起立表決③投票表決の3種類があり、基本的には、可を図る原則を全面に出して一発で結論を出すという考え方です。方法は、基本的には、議長が判断するとなっております。除斥については、議会で審議している事件について、その関係者が議員であった場合、その議員は審議に参加させないで議論をするというのが、除斥の制度です。つまり、議決権の適正な行使と審議の中立公平性を確立するための制度であります。除斥の対象者は、正副議長及び議員である。執行機関は対象ではない。また、除斥の対象とならない事件は、予算と決算である。発言取消しについて、議員は、無礼な言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言動をしてはならないとあり、議会の会議中、会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は、発言を取り消させ、その命令に従わないときは、議場の外に退去させることができるとなっている。

[研修成果]

議会と議員について、私たち議員は、市が行っていることが、疑問だったりすることがあれば、議場で正々堂々と聞くことができます。しかし、一般市民の方たちは、それはできません。私たちは、一般質問を使って、市民が知りたいこと、聞きたいこと、確認をしたいことをするのが私たち議員であります。こういうことをすることによって、一つでも多く市政に関する情報を市民に提供していくというのが、一般質問の意味があると思います。

「議員の身分と職責について」

[内容]

議員の身分と職責について、地方議会の議員は、非常勤の特別職である。基本的には、地方公務員法は適用されません。議員の議決権の行使及び権限は重大である。議員の権限として、過去には、若い職員の人生を台無しにした議員もおります。そのぐらい、私たちの議員としての権限は、非常に重いものがあり重要です。そして、あくまで、私たちは市民代表であるということを忘れてはいけません。議員の職責については、議決権の行使と審議拒否というのがあるが、議決権の行使は議会に参加して賛否を問うとし、審議拒否は議会として受け止めて拒否するのではなく審議して、いいのかわるいのかを協議して、いいかわるいかを判断すべきだと思います。

[研修成果]

議員の身分と職責については、議員は、特別職であり、地方公務員法の守秘義務に関する対象外であるが、人として、求められる常識があるので、法律の対象になっていないからといって簡単に考えるのではなくて、執行機関からいろいろな情報を提供してくれた時は、その情報の取り扱い方を間違わないようにしていかなければならないと思います。

「地方議会の活性化と議員の役割について」

[内容]

地方議会の活性化と議員の役割について、地方議会人の平均像として、明治大学名誉教授 中邨先生より新人議員としてのお願いが二つあり、一つは、肩肘を張らない、肩の力を抜くということ、二つ目は、理想論を話す、地方議員が夢を語らないと国というのはなりたたない、また、初めて選挙に出たという初心を忘れてはならない。ということです。

議員は、ある意味、365日24時間無休で仕事をしていることにもなり、ポイントは、議会活動以外のいろいろな社会活動に関与しなくてはならない苦勞がある。次に、防災と危機管理、安心と安全の町づくりについて、県議会議員と市議会議員の役割があり、県議会議員については、情報収集と安否確認、市議会議員については、相談にのってほしい、または、助言をしてほしいという市民の期待があるということです。

[研修成果]

地方議会の活性化と議員の役割については、

①Dont Look Up

政策創造 自分で政策を考えていき議会の活性化を図る。

②Dont Look Back

創意工夫 足元を見つめて将来に向かって考える活動。

③Look Around

学習効果 政務活動費を使って勉強や講習を受ける。

④Watch Out

理論武装 法律を勉強して理論を語れる政治家になる。

これを議会活動に活かしていきたいと思います。